

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例	法令の番号	昭和45年佐賀県条例第11号						
許認可等の種類	心身障害者扶養共済 弔慰金の申請	根拠条項	第16条						
審査基準	<p>◎加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則の定めるところにより、当該加入者であった者（当該加入者であった者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者であった者の遺族）に弔慰金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、除く。</p> <p>（1） 加入期間が1年未満の場合</p> <p>（2） 次のいずれかに該当する場合で、独立行政法人福祉医療機構から弔慰金給付保険金の支給をうけられなかったとき</p> <p>①加入者が故意に心身障害者を死亡させた場合</p> <p>②加入者が故意又は重大な過失によって虚偽の申告を行い、または申告を行わなかった場合</p>								
	受付機関	各市町村	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	35～58日	目次
						標準経由期間	3日	NO	